

短期入所ご利用の皆様へ



短期入所の持参薬等に関するお願い

いつも短期入所をご利用いただきありがとうございます。これまで入所日に内服薬のみ持ってきていただきましたが、診療報酬の制約上、今後、◆「ご家庭で使用されている薬と◆処方箋控えを持ってきていただくように変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 変更日 平成24年12月1日
2. 持参薬の準備について

(1) 内服薬 : 利用日数+2日分をお持ちください



1回分ごと小さなジップ
ロック式ビニール袋に入れ、
時間と名前を記入する

◆ビニール袋は退所時に返却します

- (2) 座薬・浣腸薬・外用薬・点眼薬・点耳薬・初ラゲ-薬は必要個数
- (3) 水薬は処方された容器のままお持ちください。

3. 定期薬について

- (1) これまで、短期入所の退所日に、定期薬をご希望された方には退院処方として出していましたが、診療報酬の制約上出せないことになりました。
- (2) 定期薬は、外来受診時に処方してもらってください。
なお、定期薬は一部の薬を除き2~3ヶ月分の処方が可能です。
- (3) 内服薬が一包化されていない場合は、できる範囲での一包化をお勧めします。

4. 短期入所中の受診について

- (1) 短期入所中の耳鼻科・皮膚科・整形外科の受診は救急以外はできません。
ただし、以下の場合は受診できます。
- (1) 医師が認めた場合
- (2) 短期入所日と退所日の、ご家族付添いでの歯科検診・受診

以上

平成24年10月15日

横浜療育医療センター・センター長 根津 敦夫